鹿児島県公報

令和８年11月20日（金）第773号

鹿児島県

発行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○特定養殖業者の規約の制定等に係る同意の認定　（水産振興課取扱い）１
○肥料の登録の有効期間の更新　（経営技術課取扱い）１

公　　告

○落札者等の公告　（会計課取扱い）２

公安委員会規則

○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則（※）　（情報管理課取扱い）２

警察本部告示

○鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する要綱（※）　（情報管理課取扱い）３

告　　示

鹿児島県告示第627号

出水郡長島町鷹巣4186番地２　堀野貢及び出水郡長島町鷹巣4499番地　杉山則義からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する同法第105条の２第３項の規定による届出に係る同法第108条第４項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和８年11月20日

鹿児島県知事　　塩田康一

一定の区域

１　名称　長島町鷹巣加入区
２　区域　東町漁業協同組合の地区のうち鷹巣伊唐の区域及び鷹巣宮之浦の区域

鹿児島県告示第628号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和８年11月20日

鹿児島県知事　　塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1175号	令和11年12月26日	副産動植物質肥料	カツオエキス	窒素全量　6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社富士冷	静岡県焼津市宗高1287番地

公　　告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和８年11月20日

鹿児島県警察本部長　　重久真毅

１　落札に係る物品等の名称及び数量
　指掌紋情報管理システム装置の賃貸借　一式
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　鹿児島県警察本部会計課調度係
　鹿児島市鴨池新町10番１号
３　落札者を決定した日
　令和８年９月29日
４　落札者の氏名及び住所
　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社九州支店
　福岡市中央区天神一丁目10番20号
５　落札金額
　513,185,904円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　一般競争入札の公告を行った日
　令和８年７月24日

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月20日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第24号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（令和３年鹿児島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第１条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第６号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び」を削る。

第２条第１項第２号中「法令」を「条例等」に改め、「法律、法律に基づく命令、」を削り、同項第５号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第３条第８号に規定する申請等及び」を削り、同項第６号中「情報通信技術活用法第３条第９号及び」を削り、同条第２項中「情報通信技術活用法」を「情報通信技術利用条例」に改める。

第３条第１項中「情報通信技術活用法第６条第１項又は」を削り、同条第２項及び第４項から第６項までの規定中「法令」を「条例等」に改める。

第４条中「情報通信技術活用法第８条第１項又は」を削る。

第５条中「情報通信技術活用法第９条第１項又は」を削る。

第６条第１項中「情報通信技術活用法第６条第４項及び」を削り、同条第２項中「情報通信技術活用法第７条第４項、同法第９条第３項、」を削る。

第７条を削る。

第８条第１項中「情報通信技術活用法第７条第１項及び」を削り、同条を第７条とする。

第９条を削る。

第10条中「情報通信技術活用法第７条第４項及び情報通信技術活用条例」を「情報通信技術利用条例」に改め、同条を第８条とする。

第11条を削る。

第12条中「法令」を「条例等」に改め、「情報通信技術活用法、情報通信技術活用規則、」を削り、同条を第９条とし、第13条を第10条とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第２号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する要綱を次のように定めた。

令和８年11月20日

鹿児島県警察本部長　　重久真毅

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則（令和３年鹿児島県公安委員会規則第19号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、鹿児島県公安委員会、鹿児島県警察本部長及び警察署長（以下「公安委員会等」という。）が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により公安委員会等に係る手続等を行う場合に関し、必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

（申請等に使用する電子計算機の技術的基準）

第２条　規則第３条第１項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（申請等に係る電磁的記録に関する措置）

第３条　規則第３条第３項の規定により、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（申請等を行う者を確認する場合の例外措置）

第４条　規則第３条第４項ただし書に規定する措置は、公安委員会が指定する申請等ごとに、公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置とする。

（署名等に代わる措置の例外措置）

第５条　規則第６条第１項ただし書に規定する措置は、前条に規定する措置とする。

（処分通知等の手続）

第６条　規則第７条第１項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（対象となる手続等）

第７条　鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鹿児島県条例第45号）第３条から第６条までの規定により公安委員会が定める行政手続等に係る申請等は、インターネットの利用その他の方法により公表する申請等とする。

附　則

１　この要綱は、令和８年11月20日から施行する。

２　鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する要綱（令和７年鹿児島県警察本部告示第２号）は、廃止する。